

別記様式第10号（第17条関係）

（表）

5.4 センチ メー トル	立 入 調 査 証 明 書 第 号
	写 真
	年 月 日生
	群馬県青少年健全育成条例第50条に規定する立入調査の権限を有する 職員であることを証明する。
	年 月 日交付
	群馬県知事 印
	9.1センチメートル

（裏）

<b>群馬県青少年健全育成条例抜粋</b>
（立入調査等）
第50条 警察官（少年支援官を含む。）又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。
（1） 興行場
（2） 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所
（3） 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所
（4） 広告物の広告主又は管理者の営業所
（5） 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
（6） 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所
（7） 第31条第1項各号に掲げる営業を行う営業所
（8） 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店
（9） 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所
（10） 入れ墨等を施す営業を行う営業所
（11） 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設
2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。
4 第1項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。